法曹養成制度検討会議 第7回会議 議事録

第1 日 時 平成25年1月23日(水) 自 午後 1時58分至 午後 4時13分

- 第2 場 所 法務省第一会議室
- 第3 議 題
 - 1 開 会
 - 2 予備試験について
 - 3 司法修習について
 - 4 法科大学院教育との連携について
 - 5 司法修習の内容について
 - 6 次回の予定
 - 7 閉 会
- 第4 出席委員等 佐々木座長,後藤法務副大臣,文部科学省板東高等教育局長(谷川文部科学副大臣代理),伊藤委員,井上委員,岡田委員,翁委員,鎌田委員,清原委員,久保委員,国分委員,田島委員,田中委員,南雲委員,萩原委員,丸島委員,宮脇委員,和田委員,最高裁判所事務総局小林審議官,最高検察庁林オブザーバー,日本弁護士連合会橋本オブザーバー

- **〇松並官房付** 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第7回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。
- **〇佐々木座長** 佐々木でございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、前回の会議後、関係政務の方々の交代がございまして、本日出席していただいております関係政務の方を御紹介申し上げます。手短に御挨拶をお願いしたいと思います。 後藤茂之法務副大臣でいらっしゃいます。どうぞ。

○後藤法務副大臣 ただ今御紹介賜りました、後藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司法制度の3本柱として重要な司法の担い手としての新しい法曹養成制度の問題でございますので、是非皆様と一緒にしっかりとした議論をさせていただきたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。

〇佐々木座長 どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、有識者委員につきましては、山口委員が欠席されております。また、谷川 文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

〇松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は6点ございます。

資料1は司法試験に関する事務局作成の資料です。前回の会議で提出いたしました事務局 資料と同じものでございます。資料2は司法修習に関する事務局作成の資料です。資料3は 司法修習に関する最高裁判所提出資料です。資料4は丸島委員の提出資料です。資料5は和 田委員の提出資料です。資料6は65期司法修習終了者の登録状況に関する日本弁護士連合 会提出資料です。

また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますが、前回の会議以降に 法科大学院及び司法試験・司法修習の資料について更新しておりますので、適宜、御参照く ださい。以上です。

- **〇佐々木座長** それでは、本日の議事に先立ちまして、日弁連から65期司法修習終了者の登録状況に関する資料が提出されておりますので、その内容について簡単に御紹介いただきたいと思います。
- ○橋本オブザーバー 資料6をお開きいただければと思います。現新65期司法修習終了者の 弁護士名簿への一括登録が昨年の12月20日に行われました。一括登録と申しますのは、 修習終了直後に行われる集中登録のことでございます。弁護士活動を行うには登録が必要で すので、特別の事情のない限り資格を取得した後、直ちに登録するというのが通例でござい ます。

1/4ページを御覧いただきますと、二回試験に合格された2、080名のうち、弁護士登録を行った者は、中段にございますとおり、1、370名でした。この中には自宅を事務所住所として、一人で独立するなどの即時独立弁護士であることが明らかな者が、この時点で少なくとも36名含まれておりました。後で申し上げます1月10日の時点では45名に増えております。

二回試験合格者2,080名から裁判官・検察官に任官した164名,及び弁護士登録を

した 1, 3 7 0 名を控除いたしますと、任官せずに弁護士にも登録しなかった、いわゆる弁護士未登録者の数は 5 4 6 名でございまして、二回試験合格者の 2 6. 3 %になりました。

一昨年の64期との比較でございますが、次の2/4ページを横にして御覧いただきますと、左側下の方に64期という欄がございます。去年までの一括登録は、現行の方が8月、新64期の方が12月と、2回に分かれて行われておりましたので、それを前提にお話ししますと、64期は、現行の方の8月一括登録の未登録者が64名、それから、新の方のそれが400名ということでした。一括登録の時期が異なっていますので単純な比較はできないのですが、一括登録時の未登録者数ということで単純計算をしますと、64期の場合は464名でしたが、65期の方は546名ですので、未登録者は82名増えていることになります。

これに対して母数、つまり二回試験の合格者数、いわゆる登録有資格者数はどうかといいますと、一昨年の64期の方は、一番左の161と1、991を足しまして、2、152名であるのに対して、昨年の65期は2、080名でしたので、母数は72名減少していることになります。しかし、未登録者は増えているという状況になっております。

その意味で、弁護士登録を希望している者の就職状況は、依然として大変厳しい状況であると認識いたしております。

もっとも未登録者の数の中には、一括登録日が12月20日と、月の中途で残り少ないことから、一月分の会費を節約するとか、就職日が1月以降になったなどの事情により、翌月以降の登録を希望される方が相当数含まれておりました。これらの方々の多くは就職先が決まっているものと思われます。

したがって、もう一度前に戻っていただきまして、1/4ページの一番下にあります、1月10日時点での363名という数字の方がむしろ就職未定者の実態に近い数字ではないかと推測しています。

その比較で64期はどうだったかと言いますと、もう一度2/4ページに戻っていただきますと、約1か月後の64期の欄の数字が48プラス278で326名となりますので、やはり65期の方が未登録数が37名ほど増えているということになります。

なお、未登録のまま企業に就職している者がこの中に含まれておりますが、実数の把握はできません。また、即時独立弁護士や軒先弁護士と言われる方々の数につきましては、登録者に対してアンケートを行っておりまして、その集計をしている段階でございますので、おって御報告申し上げたいと考えているところでございます。

〇佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります。本日は、前半は司法試験についての論点のうち、前回の会議で積み残しとなっていました予備試験について議論を行いたいと思います。また、後半は、司法修習について最高裁判所から御報告を受けた上で、議事次第にございますように、司法修習に関する論点、いわゆる法科大学院教育との連携や司法修習の内容について、順次、御議論をお願いしたいと思っております。

それでは、まず手始めに事務局から提出された司法試験に関する資料に基づき、予備試験についての議論に入りたいと思います。資料につきましては、既に前回の会議で事務局から説明がありましたので、このまま意見交換に入りたいと思いますが、丸島さん、何か御発言があると伺っておりますので、どうぞ始めてください。

〇丸島委員 私から提出しております資料4について、意見交換の前にその趣旨を少し御説明申し上げます。

資料4は、幾つかの受験予備校と言われているところが法曹志望者向けにつくっているパンフレットでございます。これは、予備試験を議論する前提として、現在、法曹を志望する方々を取り巻く状況を理解する一助にということでお出ししているものでございます。もとより特定の予備校の宣伝をしたり、また、特定の予備校をここで批判するというものではございません。そういう意味で、仮に議論の中でこの資料に言及される場合には、そのことに御留意いただいてお取扱いいただければ有り難いと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇佐々木座長 それでは、これからまとまった時間、予備試験についての御意見を伺いたいと 思いますので、どうぞ挙手をお願いしたいと思います。

それでは、田島委員、お願いします。

○田島委員 予備試験の仕組みというのは、スタートしたばかりでまだまだ実態的には深まった状態にはなっていないのだと思います。しかし、この2回で見てはっきりしてきているのは、とてもいいチャンスを与えていただいているなと思います。一つは、法科大学院に行けない人たち、あるいは、行ってもそこで満足な教育を受けていないと思っている人たち、もう一つは、法科大学院を出て5年の間に3回試験を受けたのだけれども、合格できなかった人たちが5、000名近くいるのではないかと言われている状況になっています。

そういう人たちに新たに再チャレンジするチャンスを与える意味でも、予備試験という仕組みがもっともっと充実していくようになったらいいのではないかと思います。一方で、言うならばプロセスとして教育をするという中で法科大学院は非常に大きな役割を果たしているという事実は大切にしなければいけないことだと思います。同時に、どうしてもそこに合わなかった人たちとか、特に非常にゆっくりゆっくり成長する人たちもいるわけですから、そういう人たちのためにも、さらにこの予備試験がどうしたらもっと充実するかということを考えて進めていければと思っております。以上です。

- **〇佐々木座長** どうぞ, ほかの方から。
- ○井上委員 今の御発言、そういう面があるということは否定できませんし、その限りでは私も反対ではないのですけれども、今の実態を見ますと、そういうふうには動いていないというのが事実だと思うのです。もちろん異なったお考えの方もおられますけれども、これまでの本検討会議の議論では、全体としては司法制度改革の趣旨あるいは理念は尊重し、それに適合する、あるいは、それをより効果的に実現できるような制度に改めていくべきだというのが大方の御意見だったと思いますが、予備試験の運用状況がそういう趣旨に合っているのかどうかといいますと、現実にはそれに反し、あるいは、その趣旨を損ねるようなものとなっている。言葉を換えて言いますと、司法制度改革の前提となっていた試験一本で選別をするという状況に逆戻りするような動きになっているのではないかと考えています。

資料1の179ページに今年の最終合格者の内訳が示されていますが、数が限られているので決定的なことは言えませんけれども、大学の在学生、ほとんどが法学部の在学生だと思うのですが、26名。それに、法科大学院の学生が8名ですが、私はかなり具体的に8名の中身がわかるものですから申しますと、法学部在学中に予備試験を通って、ロースクールに進学したけれども、本試験にチャレンジして受かったという人たちです。もう一つは無職で

すが、その多くも法学部在学中に予備試験を通って、ロースクールには行かずに本試験の勉強をして受かったという人たちだといってよいと思います。これらを合わせると、最終合格者58人のうちの48人を占めていることが分かります。もちろん違った人も含まれているとは思うのですけれども、ほとんど法学部時代に予備試験を通って、ショートカットないしバイパス的に本試験に合格した人たちです。

ここから先は申し上げにくいのですけれども、私の身辺の情報を総合すると、私の大学の在学生ないし出身者がそのほとんどというか、かなりの割合を占めていることは間違いありません。こういう実態が本当に本来の趣旨に合っているのかどうかということです。司法制度改革審議会で予備試験の途を設けた趣旨は、報告書にもありますように、経済的な事情その他でロースクールに行けない事情のある人、あるいは、社会で法律に関係のある職種で長年経験を積んできたので、ロースクールに行く必要のない人、この2つのカテゴリーの人たちのために例外的にこういう制度を設けようということでした。それとは大きく異なる実態になりつつあるわけです。

改革審の報告書では、同時にこれはバイパスにしないのだということも確認されていたのですが、まさにそのような方向に動いているのではないかと思います。しかも、今日の丸島委員の提出資料、あるいは、和田委員の提出資料を見ますと、まだ表にあらわれてきていない部分で相当大きな勢いで動いていることが読み取れます。また、私どもの大学の1年生から4年生までの実情を見ましても、うちは試験秀才がごろごろいるものですから、優秀な学生ほどそういう傾向になってしまっているようです。ですから、この傾向は拡大していくことは間違いなく、司法制度改革の趣旨に大きく反する実態になりつつあるのではないかと思っています。

もちろん、予備試験の本来の趣旨は尊重すべきだと思うのですが、このような実態になりつつあるわけですので、それをその趣旨に沿った形になるように改めていくべきではないか。そうしないと、本来のそのルートによって法曹となるべき人たちがそうするのが難しくなってしまうと思うのです。具体的には、一定の受験資格制限をかけるべきではないか。当初の制度化のときにそういう話もあったのに、技術的に難しかったのか、そういうふうにならなかったのですが、ロースクールに行けない人ということですので、ロースクール在学生は予備試験の受験資格を認めないということと、もう一つ、バイパス化を防ぐというか、バイパスにしないという意味で一定の年齢制限をかける。年齢を何歳にするべきかはなお検討しないといけないとは思いますけれども、私はその2つを御提案申し上げたいと思います。

- **〇佐々木座長** どうもありがとうございました。どうぞ、ほかの意見。それでは、田中さん、 それから萩原さんにお願いします。
- ○田中委員 予備試験についての考え方の一つとして、最も早く法曹になることができる特急なルートであるというメリットが喧伝されている状況にあります。この点は、本日、丸島委員が御準備くださった資料によっても見受けられるわけであります。ただ、特定の予備校を批判するつもりはございませんので、その点は御理解いただきたいと思います。要するに、そこで展開されている理屈というのは、じっくりと法科大学院で学ぶよりは、最速で法曹になって、実務能力を早い時期に身につけた方が得策ですよという考え方のように見受けられます。

ただ、この発想には大きな落とし穴があるように思われます。実際の実務の現場で本当に

役に立つことは実務の現場以外では学べないので、現場に出る資格を早く取得するに越したことはないのだという考え方のように見受けられますけれども、この考え方には、実務に出るまでのプロセスを単に実務的なスキルとか技術を習得することの準備にすぎないものと位置付けているところが垣間見られるわけであります。

法科大学院が法曹養成に特化した専門的教育機関として制度の中核に位置付けられた趣旨というのは、これまでにも議論されておりますように、点による法曹の選抜ではなくて、汎用性のある、物事の本質的な考え方を一定の時間をかけて習得する、そういったプロセスとしての法曹養成教育の場を制度的な仕組みとして設ける。そして、国家や社会あるいは自らが所属する組織の危機的な状況を含む様々な局面、正解といったものが見いだし難いいろいろな場面にあっても、単にマニュアル思考で対応するということではなくて、常に大局的な視点から問題の解決を図れるような、足腰の強い法曹有資格者の養成を目指したところにあると思います。そして、過去の反省を踏まえた新しい法曹養成制度の理念はまさにここにあったはずであると思うわけであります。そのようなこともあって、法科大学院を修了して新司法試験の受験資格を得ることが本則であって、予備試験に合格して受験資格を得るのは、予備試験制度の創設の趣旨に照らして、あくまでもプロセス教育に組み込まれない例外的なルートであるということになっているわけであります。

しかし、本日御紹介のあった昨今の予備試験の受験者、合格者の属性分析、これは前回の 資料にございますけれども、これの結果、とりわけ20代あるいは学部生、法科大学院生の それぞれで予備試験最終合格者の6割近くを占めるといった数値は、予備試験制度が、経済 的事情あるいは既に実社会で十分な経験を積んでいるといった理由によって、法科大学院を 経由しない者を例外的に想定した制度の枠組みを大きく逸脱する傾向にあることは明らかで あります。この点については更に注意深く状況を見守る必要があると思います。

ただ、制度の枠組みを逸脱した多数の者が、法曹養成教育に特化した専門的教育を受けることなく、若くして最速コースで法曹資格者になること自体に、長期的な視点から見てどれほどのメリットがあるのかということになりますと、必ずしも保証の限りではありません。一方で、法科大学院教育の充実策が学内・学外ともに着々と進められている昨今の状況の中で、例外的なルートが肥大化する現象というものは好ましいものではありませんので、その時期や内容については的確な状況判断が必要かとは思われますけれども、制度の本来の趣旨と矛盾する状況を規制できるような方策、例えば年齢制限などの何らかの手立てを講じることも、いずれ必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

- **〇佐々木座長** ありがとうございました。それでは、萩原委員から御発言をお願いします。
- ○萩原委員 これはほかの問題点とも一緒なのですけれども、予備試験についてもシングルイシューと考えて、この部分だけでこの中身がいいとか悪いとか、中身を一部手直しすればというようなことでは足らないのではないのかという感じがいたします。感想めいた話になるかもしれませんけれども、予備試験の合格者が増えてくる、また、予備試験合格者の司法試験合格率も高いということは、相対としてみるとプロセスとしての法曹養成制度に対するある種挑戦というか批判というか、課題の提示なのではないのかなと。何を言いたいかというと、予備試験の一部分を技術的に直すだけではなくて、プロセスとしての養成制度全体が、本当に受験者にとって魅力のあると言いますか、チャレンジするに値するような制度になっているかどうかということに問題の本質があるのだろうと思います。

私,個人的には、このまま放置できないという意味では、井上先生や田中先生がおっしゃるように、法科大学院の学生たちから受験資格をとるということが考えられる措置だと思いますけれども、直ちにそれを実施すべきかと言えば、もう少し養成制度全体の改善の中で考えていくことが必要なのではないのか、これだけ取り出して制限をするということはいかがなものであるかという感じで見ております。と言いますのは、受験生の方から見れば、大学の学部で2年、法科大学院で2年、司法修習所でまた1年という、時間とコストについて大きな負担を感じているのではないか。いろいろな意味でそのルートに乗っていくことを躊躇する面もあるのではないか。そこの見直しなしにこの部分だけの改革というのは片手落ちではないかという感じがいたします。以上です。

- **〇佐々木座長** どうもありがとうございます。それでは、和田委員、それから久保委員、お願いたします。
- ○和田委員 私は、御存知のように、法科大学院における教育の現状は一般的に好ましいものではないと考えていますので、現行の制度のように法科大学院の修了を原則として司法試験受験の要件とするということを前提とする場合にも、予備試験の受験資格を制限すべきではないと考えています。むしろ、既に指摘されていますように、特に予備試験合格者の司法試験合格率が法科大学院修了者の司法試験合格率よりも極めて高いということを考えますと、現在は予備試験の合格レベルとして法科大学院修了程度をはるかに超えた程度が要求されてしまっているということになりますので、この点を一層改める必要があると思います。

さらに、以下三点ほど指摘させていただきたいと思います。

まず、予備試験の受験資格を制限するということは、予備試験経由で実務家になるのと、法科大学院経由で実務家になるのとで、後者の方が社会的に価値がある、望ましいと判断していることになります。ただ、法科大学院経由では費用と時間がかかるのに対して、予備試験経由で試験に合格できればより早く実務家になれるということになります。

そこで、私が提出させていただいた資料5を見ていただきたいと思います。資料5は、「NIBEN Frontier」という弁護士会の広報誌の2012年12月号の特集記事の一部で、その弁護士会の許諾の下に今回資料とさせていただきました。その31ページの左側の下のほうの「法科大学院側が」で始まる段落を見ていただきますと、「法科大学院側が『それでも法科大学院に通ったほうがいい』と志願者たちに訴えるためには、『2~3年間の実務経験(収入あり)』よりも『2~3年間の法科大学院での勉強(収入がない上に授業料等の負担あり)』のほうが価値が高いということを証明し、社会の理解を得なければならない」とあります。これは、現状の制度の下で法科大学院離れを食い止めることが困難な事情として書かれているわけですけれども、私は、予備試験の受験資格を制限する合理性を考える場合にも同じことが問題になるのではないか、と思います。

また、第2に、予備試験の受験資格を制限すれば法科大学院に入学しようとする人が増えるかと言いますと、必ずしもそうは言えないように思われます。

例えば、同じ資料5の30ページの左側の2の(1)を見ていただきますと、弟2人が進学を控えていて金銭的・時間的負担から法科大学院に通うのは厳しい、という東大法学部4年生の声が引用されています。もし予備試験の受験資格を制限して、もしこのような人が予備試験を受けられなくなったとした場合に、法科大学院に入学しようとするかというと、恐らく法曹になること自体をあきらめてしまう可能性が高いように思われます。それによって、

かえって人材が法曹の世界に集まらなくなるように思われるわけです。

第3に、既に一部指摘があるようですけれども、私は予備試験がむしろ法科大学院制度を 支える機能さえ果たすように思います。

既に言われてきましたように、従来、法学部を卒業しただけでは既修者コースには入学できないのが実情です。既修者コースに入学した者の大半は、旧司法試験の合格を目指して勉強してきた人たちであったと思われます。そして、法科大学院制度を創設したころの状況としては、法学部を中心に大学在学中あるいは大学卒業後に、旧司法試験の合格を目指して勉強する人が多かったわけですので、合格者数の少ない旧司法試験の合格に今一歩という人が既修者コースに入学するということで、既修者コースに入学する人材が確保できていたわけです。

ところが、現在ではその旧司法試験制度が終了していますので、今後は旧司法試験の合格を目指して法律の勉強をする人自体がいなくなるわけです。そうすると、既修者コースに入学できるだけの法律の力を付ける機会となるのは、予備試験とその先にある司法試験の勉強しかないように思います。つまり、現在、法学部で学生に対してその卒業と同時に法科大学院の既修者コースに入学できるような教育が残念ながらなされていない以上、予備試験と予備試験経由での司法試験の受験のための勉強をした人が、既修者コースの人材の重要な供給源ということにならざるを得ない、と思います。

これに対して、例えば予備試験の受験資格を法科大学院への入学が極めて困難な事情のある人のみに限るとした場合には、「予備試験の合格と法科大学院への入学との両方を念頭に置いて、とりあえず予備試験の合格を目指して勉強する」という人もほとんどいなくなるわけです。そうすると、法科大学院の既修者コースに入学させるに足りる人材も十分集まらなくなって、また他方の未修者コースの教育はもともと問題が多いということを考えますと、私は法科大学院制度を維持することも困難になる可能性が大きいと思います。したがって、法学部での教育を既修者コースへの入学につなげられるような形で飛躍的に向上させるということが困難である以上、もし法科大学院を存続させるのであれば、予備試験と共存する方向を考えるしかないように思われます。

なお、私は、法科大学院の現状では一部を除き残念ながら良い法曹養成ができていないと 思っていますけれども、法科大学院制度自体には賛成でも反対でもありません。次の世代の ために良い法曹養成が行われることを切に願っているだけです。予備試験についても、その 受験資格を制限すると、法曹養成がさらに悪化するのではないか、ということを恐れている 次第です。以上です。

- 〇佐々木座長 久保さん, どうぞ。
- ○久保委員 私も予備試験は法曹志願者の多様性を確保する上では大事にしなければいけないと考える者ですけれども、予備試験はわずか2回で、先ほど井上先生が御指摘になったような、制度本来の趣旨を損ないかねないような傾向が早くも出ているということに危惧を感じております。

一つは、去年24年の予備試験の分析結果が資料の176~177ページにありますけれども、特に法科大学院在学中の人は前年と比べて合格者の数で10倍ぐらい、それから、合格率でも3倍以上になっております。バイパスとして社会人や経済的な理由で予備試験を目指す人たちを圧迫するだけではなくて、法科大学院の在り方そのものも問いかねない傾向が

あるのではなかろうかと思います。これが一点です。

もう一つは、予備試験組が司法試験の合格率で、法科大学院トップの一橋大をしのいだということで話題になったのですけれども、その陰で予備試験そのものの合格率はわずかに3.05%です。旧司法試験の超難関を彷彿とさせるような数字だろうと思うのですね。先ほど予備校の話がございましたけれども、このまま予備試験の比重が高まってしまいますと、司法試験に至るまでに振り落とされる人たちの受験競争が激化して、受験技術優先の風潮がまた再現するのではないかという危惧があると思います。

この二点は井上先生のおっしゃるように非常に由々しき問題ではございますけれども、何と言ってもまだ2回しか予備試験が行われていないということで、ここで何が言えるのかというのはなかなか難しいのではなかろうかと思うのですね。例えば、年齢制限とか、大学生を制限するとか、大学院生を制限するとか、そういうことも可能ではあっても、やや時期尚早ではないかと私は考えます。基本的には、法科大学院が本来の自己改革と言いますか、質の向上を図るのを待つしかないと考えるわけですけれども、そうは言いながらも、予備試験についても、今後どういう傾向になるのか、データがどう推移するのかといったものも注意深く見守りながら、時機を失しないようなタイミングで的確な対応をしていく必要があるだろうと考えます。以上です。

- **〇佐々木座長** それでは、岡田委員。
- ○岡田委員 予備試験に関して見ますと、今までいろいろなヒアリングの中にありましたが、 法科大学院学生とか司法試験の受験者の中でとかく言われたのが、意欲があまり感じられない人が少なくないということでした。それを考えますと、予備試験の受験者ないしは合格者の意欲はすごいのではないかと思いますし、これだけハードルの高い試験を受けて司法試験に挑戦するというこの意欲に関しては私は評価したいと思います。若いうちに資格をとるということで、司法試験に受かった後に実務でどうかというのは私も心配ではあるのですが、就職面で言いますか、その人の選択する職種によっては、若ければ若いだけその後の教育とか実習とかでカバーできるのではないかと思います。

ただ、法曹資格をとる方が全部こういうふうに意欲があって、エネルギーがあって、なおかつ頭がよくてと、そういう人ばかりになってもらっても困るように思います。つまり、私たち国民が利用する法曹三者というのは、私たちの痛みであったり苦しみであったり、そういうものを理解できる人であってほしいと思います。その意味で、本来の道である法科大学院の教育にその辺が十分に含まれているべきだと考えますし、そうあってほしいと思います。予備試験で司法試験に受かる人、それから、法科大学院から司法試験に受かる人、その両方があっていいのではないかと思います。

ただ、既に出ていますような司法試験を受かった後の研修とか実務にどのように対応できるかとか、また年齢のこととか、法科大学院との関係に関しては考えなければいけない点は多いと思います。予備試験の受験生はものすごく幅広いのですね。先ほど井上委員から法科大学院生も受験しているというお話がありましたが、公務員であったり、法律事務所の職員であったりというのを見ますと、未修者コースで勉強していただくような方々も含まれて、なおかつ、優秀で意欲があるというのであれば、この制度自体は無視できないのではないでしょうか。今後注目したいと思います。

〇佐々木座長 どうもありがとうございました。では、鎌田委員、それから、そちらの方へ続

きます。

○鎌田委員 いろいろと御意見が出て、それぞれにもっともであると思うのですけれども、一つ、予備試験と競っていく法科大学院の側に問題があるからというふうなニュアンスの御意見もありましたので、法科大学院側から法科大学院で学ぶことの価値について一言申し上げておきたいと思います。

法科大学院で学ぶことの価値というのは様々でありまして、かつ、この会議の中でも法学部を出ながら法科大学院未修コースに行くことの問題が指摘されておりました。例えば法学部を卒業したけれども、基礎からきちんと理論を踏まえた勉強をしたいということで未修コースに入り直すということ、私はそれ自体肯定されるべきだという御意見をかつて申し上げましたし、私が知る限りでは、現に前々回の司法試験では全国の1番も2番も法学部を出て未修コースに入って学び直した人たちであって、法科大学院で学ぶことによって大幅に法的な考え方を身につけるということはできていると思います。旧試験と併存していた時代であっても、法科大学院在学中に旧試験に合格しても、まず法科大学院の勉強を終えて、それを卒業してから研修所に行くという例もたくさん見られたところであって、実際にそこで学んでいる人たちは法科大学院で学ぶことの意味をかなり理解してくれているのではないかと思っております。

同時に、私どもでもインターンシップを、法律事務所だけではなくて国内外の官公庁、民間企業等に送り出しておりますけれども、これは現在ほぼ全ての学生が希望して、受入先の関係で約半数の学生しか送り出せないということで、受験のための勉強だけをやっているのが法科大学院ではないですし、現に在学中に留学してニューヨーク州の弁護士資格をとって帰ってくるという学生も相当数出ていますし、留学生を迎え入れて、法科大学院で外国語で議論しながら能力を伸ばしていくということもあって、法科大学院で学ばなければ身につかないということについて、もっと積極的に皆さんに知っていただく機会を設けたいなと思っています。

それから、予備試験の効用ということもありましたけれども、既に指摘されていますように、既修者あるいは法学部出身者の司法試験合格率が高いということを反映して、現在、法学部の中でも既修者試験にいかに合格するかということを目標にして、きちんと勉強することが進んでいますので、予備試験がなければそういう人が勉強の目的がなくなるということはないだろうと思っております。

最後になりますけれども、旧試験の弊害をいかに克服するかということで、このプロセスとしての法曹養成というのが出てきたわけでありまして、試験に通るための勉強に集中するという傾向を助長することに対する懸念も考えなければいけないわけで、以前この会議の中でも、法律行為ないし意思表示の意義などというのは、実務にも役に立たないし司法試験にも出ないという指摘がありましたけれども、そういった傾向が蔓延したのが旧試験の弊害の一つの典型でありまして、こういうふうな基礎的なことがわからなければ、現行法がなぜ法律行為の無効と取消しを区別しているかとか、法律の規定がないときにどう対処するのが法体系に整合的な対応の仕方なのかということについて、十分に基礎的な理解に基づいた対応ができないのだという反省に基づいて、きちんと理論を勉強した上で実務との接合を図る。まさに実務と理論の架橋を図るということで、プロセスとしての法科大学院教育、法曹養成教育が提案されたわけであります。

唯一,私が改善の余地があると思っているのは,予備試験合格者の方が新司法試験の合格率が高いということとも関係するのですけれども,予備試験と司法試験がほぼ同一のコンセプトに基づいて試験をやっている,これは本来の予備試験制度の趣旨にも反するのだと思うのです。法科大学院は司法試験のための勉強だけをやっているわけではなくて,先ほど申し上げましたように,幅広い勉強,とりわけしっかりした理論的基礎を身につけさせようとしているわけであります。

その部分がきちんとできているかどうかを試すのが予備試験であり、それは当然のこととして、その上にさらに応用力までついたところで司法試験と、こういうふうな構成にもともとなっているのだと思いますので、司法試験と予備試験が共通の問題を使うとか、出題のコンセプトが同じであるということですと、幅広い能力の一部のみを試すので、その一部だけをやっておけばいいという傾向を助長しますし、同質の試験を2回クリアしろというのですから、予備試験合格組が一定の司法試験に対する合格率の高さが示すというのは当然の結果でしかないと思うわけです。そういう意味で、予備試験の本来の趣旨に照らせば、司法試験とは違った観点からの出題、能力の検証が考えられていいのではないかということを申し上げておきたいと思います。以上です。

- **〇佐々木座長** では、国分さん、どうぞ。
- **〇国分委員** 私は以前から予備試験の「予備」とは何か、ということにこだわっておりまして、 妙な言葉だと。予備校の「予備」なのか、あるいは「準備的」なのか、しかし、そうでもな いようだと。では、今の状態は何かというと、法科大学院に対する「刺激物」に思えます。

プライマリーは法科大学院であって、構想をしっかりとしたものとすることが大事だと私は思います。予備試験は、セカンダリーな仕組み、あるいは例外的なものである、こう位置付けた上で、長期の戦略に基づいて、時間的にどのようにして、セカンダリーないし例外的仕組みをなくしていくか、検討すべきと思います。そうすれば、予備試験の位置付けが徐々に変わっていくはずです。

そのことと同時に、長期的な戦略に基づいて大学院側がどのように変わるか。なかなか変われないのは分かりますが、それが遅れれば予備試験をサポートする意見が強まっていきます。これは相対的なことでございますので、是非長期的な案をつくって、その中で予備試験をどのように縮小していくかというふうに考えるべきです。急激に年齢制限というのは難しいのかも知れません。そういうものが可能になる時期がくるかと思いますので、長いスパンで考えた戦略を立てるべきではないかと思います。

東北大学医学部に、かつて編入試験がございました。昭和32年に医学進学過程という教養課程2年の後に医学部専門課程に進めるコースができ、定員が80名でしたが、専門課程には編入試験で大学4年を終えた学士など20名を追加しておりました。しかし10年ほどしてでしょうか、それをやめて、正規の入学試験一本にしています。

法科大学院をプライマリーな仕組みとして長期的に考えていかないと、現在の事象だけ対応していては、予備試験の刺激物としての作用がどんどん大きくなっていくのではないかというのが私の感じるところです。

- **〇佐々木座長** 清原さん, どうぞ。
- **〇清原委員** 三鷹市長の清原です。私は、日本国においては「教育の機会均等」、そして、「専門的な職業に就職する上で努力した人が報われる機会均等」が保障されなければいけません

し、そうしたことを基盤として司法制度改革の中でも法曹養成制度が考えられてきたと思います。だからこそ、今日の資料の167ページにありますように、司法制度改革の審議会で平成13年6月に「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」というような配慮が働いたと思います。したがいまして、予備試験はそういう趣旨から生まれたという、その理由、根拠は第一義的には確認しなければいけないと思います。

二点目に、もちろんまだ23年、24年の試験の結果しかないわけですし、萩原委員が言われたように、ほかの法曹養成の様々な取組と相関関係、あるいは、相互の関係性があるわけですから、軽々に判断はできないのですが、素人の私から見ますと、法曹養成については法科大学院で学んだこと、修了した人に開かれている司法試験資格と、この予備試験を合格した人に開かれている司法試験を受験するということを認める、言わば「複線系」というか2つのルートがあるということが、2回の試験ではありますけれども、定着していく傾向が見られ、法曹養成において、先ほど国分委員がおっしゃったように、セカンダリーというか、あるいは、機会均等のために、配慮の中で用意された予備試験が正規の司法試験受験の大いなる資格となり、法曹養成制度は「複線」で行くのだと。もっと見方を変えると、「複線」でもなく、法科大学院や法学部に通っていて、場合によっては予備校まで通う経済的にゆとりのある人もいるかもしれませんので、2本ではなくて3本、4本のルートを保障することになっていく可能性があるのかもしれないという懸念は、何人かの委員から示されたことだと思います。

それでは、経済的な条件で困難のある人、あるいは、社会人として活躍されてきた人に、どのような在り方が望ましいのかということについては、例えば、ロースクールは相対的にはかなり授業料が高いわけでございますが、これだけの経験を踏んできたら、国公立の法科大学院では相対的にもう少し授業料が安くなるということがあり得るかもしれない、これは経営努力ですが。あるいは、奨学金制度をさらに拡充することも考えられるかもしれません。本来的には予備試験以外の手立ても、これまでもとられてきたと思いますが、これからも一層、もし経済的条件、経済的事情ということだけを理由とするならば、第一義的には法科大学院で学ぶというプロセス養成を諦めることを補償するためのほかの手立てもあるかもしれません。

ただ、「経済的なコスト」だけではなくて、いろいろな文献、論文等を読みますと、「時間的な感覚」としても、司法試験に合格して早く法曹の現場に行きたいのだというニーズも、この予備試験の傾向からは顕在化しているようにもうかがえます。そうした超高速の有為な人を採用することを、法曹養成として本当に願っているとするならば、正式にこの「複線系」というのを位置付けなければいけないのかもしれません。そうではなく、法科大学院で学ぶことを第一義的にしていくならば、国分委員がおっしゃいましたけれども、長期的な視点に立った対応も求められてくるかもしれません。

ですから、これは一つの答えというのではないのかもしれません。ロースクールの事柄、あるいは、法曹人口の事柄、修習の在り方等々、この検討会議での他の論点ともちろん重なりますけれども、どういう方向で法曹を養成していくのかということが、予備試験の23年、24年の結果からでも鋭く問題提起されているということを痛感いたしました。私としては、社会人で幅広い経験を積んだ方がロースクールに行かずに司法試験を受けることができると

いうことももちろん重要だと思っている者の一人でございますので、経済的事情及び社会人 経験のある人にこのような予備試験が用意されたということについては意義あるものと思っております。

その上で、私たちに問いかけられているのは、法科大学院修了者と予備試験合格者のいずれも正規の司法試験の合格者として認める以上、「複線系」をとるのか、言葉は悪いのですが、バイパス的機能とどなたかがおっしゃった、そういうことを正規に認めていくのか。そうではなくて、「ロースクール重視」でいくのかということについて、今すぐ結論は出にくい複雑な問題がそこに所在しているとは思いますけれども、この検討会議では一定の方向性を示していくというふうに問題提起されて、本日の議論があるということは認識いたしました。

最後に申し上げますが、私も国分委員と同じで、「予備試験」という言葉の持つ、あらか じめ備えるというのは、司法試験合格資格を得るためということで、司法試験受験予備試験 ということが、正確な名称があるのかもしれないのですが、一般の市民に問いかけましたら、 司法試験と結びつけて「予備試験」という言葉を連想する人はほとんどいませんでした。で すから、司法の領域の中で理解されている言葉であり、一般的に例えばほかの専門職の中で 予備試験があったのならば、あるいは、あるのかもしれませんが、非常に認知度の低い言葉 であるので、その意義の社会的な合意はまだ熟していないかもしれないと懸念を持ったとい うことも申し添えます。以上です。ありがとうございました。

- **〇佐々木座長** 翁委員, どうぞ。
- ○翁委員 私もロースクールの理念はよく理解しておりますけれども、予備試験自体も、今、 清原委員がおっしゃったように、経済的な事情のある方、又は社会の経験を積んでおられる 方のためにつくられた制度であります。同時に、ロースクールを経て法曹になるには時間が かかるということを考えると、学生又は社会人の方にとって比較的短期間で法曹の実務に携 われること自体を選びたいという気持ちは合理的な判断でもあるようにも思います。そうい う意味で、今のような時点で規制をすぐに入れるということについては、すべきではなく、 もう少し様子を見ていく必要があるのではないかと思います。

ロースクールの制度自体をどういうふうに魅力的なものにしていくのか、ロースクールを 経なければこれだけ違ってくるのだということが長期的に見えるような内容の見直しとか、 そういったことをロースクールの方でもやっていく必要があると思います。同時に、予備試 験の内容につきましても、ロースクールを経てくる人たちと大きな差があるということであ れば、そういったものをチェックできるような内容を具体化して予備試験の中に入れていく ことはできないのかとか、そういったことも考えていく必要があるのではないかなと思いま す。合格率の推移とか、ロースクールを出た人と予備試験を出た人が、今後、司法修習を経 て実務になっていったときに、どういう違いが出てくるのかといったことも見ながら、長期 的な視点でこの制度を考えていく必要があるのではないかというのが私の意見でございます。

- **〇佐々木座長** それでは、宮脇委員。それから丸島委員。
- ○宮脇委員 私も久保委員とか翁委員と同じ意見でして、それからの視点からの整理というのは説得力がありますし、この2回の試験結果についてそれぞれの視点から一定の整理をされていると思います。ただ、この場で一定の方向性とか幾つかの選択肢に絞って議論をしていくに当たっては、この2回の結果だけではそれを共有するという状況にはないのだろうと思

います。ですから、もうちょっと長期的にこういったものを蓄積していって、共有できる量になった段階で最終的な判断をする。ただ、そこまで何を議論しないという先送りの話ではなくて、今出てきたいろいろな御指摘を幾つかの整理として今回まとめて、次の段階にきちんと準備をしていくということが、今できることではないかなと思います。

- 〇佐々木座長 丸島委員, どうぞ。
- ○丸島委員 多くの委員の方々と共通するところがありますが、基本とされるのは法科大学院で法曹にとって必要な様々な教科、つまり、試験科目以外の法曹倫理はもとより、隣接科目、基礎法学なども含め法曹として必要な教科を実務と結びつけながら学習することとし、そして、司法試験はその中の一定科目について試験により学修の到達点を確認するという仕組みとなっています。そういう意味で、司法試験の一点ではなく、法科大学院での学修と卒業プラス司法試験合格というのが新たな制度の中での法曹資格取得の要件という考え方だろうと思います。そういう観点に立って審議会意見書も、経済的な困難ゆえに、経済的事情があるがゆえに法科大学院に行けない人、実社会で十分な経験を積んでいるがゆえに法科大学院に行かない人のための予備試験というものを、あくまで例外的措置として提案したわけであります。

確かに予備試験はまだ2回ということでありますが、現場の予備試験合格者や現在学生の方々の話をいろいろ伺っておりますと、例えば先ほどの予備校資料の1枚目の裏を見ていただくと、予備試験について「天才・秀才が競い合う試験が予備試験です」、「エリートの登竜門です」、などといった売り言葉も書かれています。もちろん予備校の宣伝パンフレットですから、そういったこともあるのでしょうが、現に現場がどうなっているかというと、先ほど井上委員からのお話でもありましたとおり、1年生から予備校に通い、予備試験を受け、70万80万90万円という費用を使って、予備試験に2年生でも受かりますよ、3年生でも受かりますよという案内がされ、実際にそのように行動している人も少なからずおられるようです。

これは受験生の立場からすると現状における一つの合理的判断という面もあるかなと感じますが、そうしますと、予備試験の前提とされている「経済的事情がゆえに」とか、「十分な社会経験」という話とどうなるのだろうか、制度趣旨と現状との間に乖離がかなりあるのではないかということはこの1、2回の試験結果からかなり明らかになっているという印象を持ちます。この点について、先延ばしすることなく、実情はどうなのか、制度趣旨に沿ったものになっているかということをきちんと検証して、その結果の情報を共有して必要な対応を考えるべきだろうと思います。単なる運用ではなくて、制度趣旨に沿った制度改善の必要ということが先ほど来指摘されておりますが、法科大学院の学生が予備試験を受けるのはどうなのかといったことを含め、いろいろな制度見直しも考えられると思います。

法科大学院からのコースと予備試験からのコースでは、その土台が違う、つまり、予備試験受験者は、予備試験から司法試験と続いて、一定の試験科目の勉強に専念する。試験対応能力の優れた方々がこのコースを目指し、受験という観点からは極めて合理的な勉強をされます。大学入学後の早い段階から予備校の参考書を利用して試験対応能力を高められる方が一定数おられるのは間違いないわけでして、そのようなことを称して「エリート」と言うなど、そういう道に進むことを奨励するかのような雰囲気もあり、それが法科大学院の現場にも混乱を与えている面があると思います。法科大学院に学びながら、途中で予備試験に対応

するための勉強もする。法科大学院の2年、3年の間、いろいろな試験にも顔を向けながら 学生が翻弄されるといった状態が一方ではあるのだろうと思います。

また、予備試験の試験科目をどう考えるのかということですが、法科大学院卒業と同程度という趣旨であるならば、予備試験の科目をどうすればよいのか、少なくとも今の予備試験の科目を見直し、法科大学院卒業に準ずるような試験科目や試験方法などを考えるべきだろうと考えます。もう一つは、予備試験の合格者の質あるいは数をどう考えるのかということについての基本的な整理ができていないということです。2005年3月25日の閣議決定では、司法試験の合格率を念頭に、司法試験合格率が法科大学院卒業者と予備試験合格者とで均衡するように予備試験の合格者数を毎年変化させるということが閣議決定されています。しかし、先ほど鎌田委員も言われたように、一定科目の試験への準備ということだけで対応してきた方々と、法科大学院で幅広い法曹養成のための教育を受け学修してきた人たちを同じ土俵に乗せて合格率で判断して、予備試験合格者の数を決めるというのは、前提が違っているのではないかという印象を強く持ちます。この予備試験の合格者数の決め方の見直しも検討すべきだと考えます。

もとより、先ほど来委員の皆さんの御意見にあるとおり、予備試験問題が提起する問題は、法科大学院のあるべき姿は何かを問い、その問題点を裏側から提起しているのだろうと思います。法曹養成過程全体の時間的・経済的な過度の負担、すなわち法科大学院、司法試験の期間8か月、修習を含めて原則4年8か月の期間が法曹資格取得のための必須の過程とされ、加えて、法科大学院の奨学金と司法修習の貸与金のトータルで、平均600万、700万という負債を負うという過度の負担感。それから、合格見通しの困難、試験合格後の活動や就職の見通しが非常に不安定となっている現状。また、法科大学院で学んだことが後に法曹として活動する上でどのようなメリット、プラス価値を与えているか、例えばこの法科大学院を出れば企業法務のある分野の基礎的な力をつけることができるとか、あるいは、ある法科大学院では消費者分野・労働分野に特徴があって力をつけることができるとか、そのように法科大学院で学んだなりのプラス価値を付加する教育が行われるということも、法科大学院には求められているのだろうと思います。

そういう意味で、基本は法科大学院の充実の課題であり、いずれもこの検討会議で検討されている課題ですが、それをきちんと打ち出すことと、併せて予備試験の合格者の現状をきちんと把握して必要な手を打つ。この2つをここ数年の間に進めなければならないのではないかということが、今日の議論を伺っていて私なりの感想であり意見であるということでございます。

- **〇佐々木座長** ありがとうございました。南雲委員, どうぞ。
- ○南雲委員 時間もございますので、簡単に。私も2回の予備試験をもってこの制度の良し悪しをつけるのはよくないと思います。法曹養成制度全体の中で制度を変えてまだ2年。そういう意味では、予備試験を受けるために努力をしているわけですので、先ほど萩原委員が言われ、また国分委員も言われましたけれども、少し長期的に全体の中で予備試験をどう見るかということで、今後ある一定の年数の中で検討を加える方がいいと私は思います。以上です。
- 〇佐々木座長 伊藤委員, どうぞ。
- **〇伊藤委員** 私も、大体皆さんおっしゃっているように、もう少し時間をかけてみようという

説に賛成です。いろいろな議論の前提になっているのは、予備試験の合格率が去年の司法試験で68%ぐらいと、ほかの法科大学院に比べて非常によかったものですから、その存在は非常に大きく取り上げられる。また、マスコミでも法科大学院より予備試験の方がいいのではないかみたいになっていますけれども、法科大学院、初年度は80%以上の司法試験合格率があったわけで、予備試験の合格者を何人にするか分かりませんけれども、100人といった程度であれば、ある程度の司法試験合格率を維持できるかもしれません。それにしても68%ですから。累積する人も出てきますし、200人にすれば、資料の183ページですか、予備試験を受かった人が司法試験の成績がものすごくいいというわけではなくて、非常にフラットな成績をずっととっているわけですから、私は楽観論者かもしれませんが、2、3年すれば予備試験組の合格率も40%、30%ぐらいになってしまうのではないかなと思わないわけでもありません。だから、そういうのも見ながら考えていけばと思います。

- **〇佐々木座長** それでは、ほかの議題もありますので。
- ○国分委員 よろしいですか。ちょっと刺激的なことを。和田委員の提出された資料にある、ああいった新聞の記事などは特異な例を持ち上げるのですね。そして、地頭が良い学生が最短で司法試験を受験できることを予備試験の長所とするならば、適切な例でないかも知れませんが、旧帝国大学の医学部の成績の上10人は6年を終わらなくても医者にしようというのと同じことではないかと思います。私ども医科ではそのようなことを考えたことはございません。
- **〇佐々木座長** ありがとうございました。

予備試験につきましては、制度の本来の趣旨について改めて確認すべきであるという御意見や、そうは言いましてもこれだけ孤立的に扱える論点ではないので、ほかの論点とどのような全体的なバランスにおいて考えるか、それから、もう一つは時間のバランスをどう考えるかというようなことについて、ほかにもあったかもしれませんけれども、非常に率直な御意見をいただいたと思います。本会議でどこまでどういう形にするのかということについては、また改めて御意見を伺わなければいけませんけれども、大変いい議論をいただいたと思います。

その意味で、今後の推移についての検証等も、ただ検証するということもあるかもしれませんけれども、どういう方向において検証するのかというようなことも、どこまで立ち入ったことをいうべきなのかということもあろうかと思います。少なくとも今日幾つかの点について、私なりに皆様方の最大公約数という、僕は余り好きな言葉ではないのですけれども、できるだけ皆様の御意向を尊重するような形で、しかしこの段階で何も後に残さないということは、それはそれでまた非常に問題ではないかと。どういう押さえ方をするかということについてはまた改めて御相談をさせていただきたいと思っております。

それでは、次に、大変恐縮ですが、司法修習についての議論をお願いします。司法修習に 関する資料2について、事務局から説明があります。

〇松並官房付 では、事務局から提出した司法修習に関する資料について簡単に御説明いたします。

まず1ページ・資料1は、法曹の養成に関するフォーラム論点整理を抜粋したもので、司 法修習について「法科大学院教育との連携」及び「司法修習の内容」の各論点について整理 されております。 次に5ページ・資料2は、司法制度改革審議会意見書のうち、司法修習の部分を抜粋した 資料です。

次に7ページ以下・資料3を御覧ください。これは、医師臨床研修制度の概要について整理した資料です。第3回会議において、国分委員から、司法修習の議論の際に、医師臨床研修の概要や変遷等について資料として提出するようお求めがございましたので、国分委員にも御相談しながら、事務局で調べた内容を整理して資料としたものです。

8ページの「医師臨床研修制度の概要」ですが、図にあるとおり、臨床研修は、医学部の6年を終え、医師国家試験に合格して、医師免許を有する者を対象に、2年の臨床研修を行うこととされております。

9ページの「医師臨床研修制度の変遷」ですが、臨床研修は、平成16年から必修化されております。4の(2)「必修化の背景」にございますように、それまでの臨床研修は、専門の診療科に偏った研修が行われていたことなどから、必修化されたとされております。

10ページの資料は、司法修習制度と比較した表でございます。医師臨床研修制度では、司法修習生と異なり、研修医も医師免許を有し、医療行為を自ら行うことができることから、勤務先の病院から、個々の雇用契約に基づき、給与が支払われております。また、研修費用については、医師臨床研修制度では勤務先の病院が負担し、司法修習制度では国が負担しております。

資料の11ページでは、研修先の確保のための研修医マッチングの仕組みと、臨床研修の 未修了者の状況について紹介しております。

資料の13ページは、臨床研修医の推計年収に関する資料です。個々の病院等における勤務条件により、年収に差があります。

資料の14ページ以下では、東北大学病院における医師臨床研修の研修について、紹介しております。14ページ、15ページでは、研修環境、研修医の待遇、整形外科の研修要項について紹介しております。また、16ページ、17ページでは、同病院の研修医の1日や1週間について、東北大学ホームページに掲載されていた具体例を紹介しております。

資料の18ページでは、医学部教育の実施状況の例として、筑波大学医学類のカリキュラムを紹介しております。

最後に、19ページ・資料4は、弁護士資格認定制度について紹介する資料となっております。司法試験に合格しながら、司法修習を受けずに他の分野に進んだ人について、一定の要件の下に弁護士資格を付与して人材の活用を図るというものでございます。

資料の説明は以上でございます。

〇佐々木座長 ありがとうございました。

医師臨床研修制度につきましては、国分委員から補足的な説明があると伺っているのですけれども、いかがでしょうか。

○国分委員 多くはございませんが、資料にあるような医師臨床研修制度の変遷があったということです。奇しくも私はいわゆるインターン制度が廃止の年に医学部を卒業しました。こう申しますと、私ども学生が当時何をしていたか、推測がつくと思います。充実した研修のための身分、生活と、研修の内容の三要素を要求した運動でした。そのことでインターン制度は廃止に至りました。その後、確かに単一科を研修する傾向が強かったと思います。それを是正すべく新研修制度が始まったわけです。

その期間を2年間とすることの良し悪しは別にしまして、現在、新研修制度は賛成と言いますか、十分に受け入れているのでございます。大事なことは研修の内容と身分、生活でございます。

〇佐々木座長 いろいろ御協力ありがとうございました。

次に、司法修習を所管する最高裁判所から資料3が提出されております。司法修習について、最高裁判所小林審議官から御報告をお願いします。

〇小林審議官 それでは、御説明差し上げます。これから申し上げます資料の番号でございますが、「資料3」とタグの打ってあるところの資料の中に右肩に小さい字で「資料1」「資料2」などと入っておりますけれども、この番号で御説明申し上げたいと思います。

新司法修習が始まりまして7年目となりまして、昨年の11月末からは第66期の司法修習が開始されました。お手元の資料1にもありますとおり、ここ数年と同様に2,000人を超える司法修習生が司法修習を行っております。

本日は、新しい法曹養成プロセスにおける司法修習の位置付け、法科大学院教育との役割 分担と、これらを踏まえた修習の内容、実情、法科大学院教育との連携と司法修習への円滑 な移行のための導入的教育について御説明いたしまして、最後に、昨年の11月に実施され ました、いわゆる二回試験の結果についても触れさせていただきたいと思います。

まず、司法修習の位置付け等についてでございます。新しい法曹養成プロセスにおける司法修習は、法科大学院で修得した学識及び実務の基礎的な素養などを前提といたしまして、経験豊富な実務法曹の個別的指導を受けながら、実際の「生きた事件」を素材として法律実務教育を行うものでございます。法科大学院教育との役割分担という観点から見ますと、法科大学院が法理論教育及び実務への導入教育の課程と位置付けられるのに対し、司法修習は、このような法科大学院における教育を前提として、これとの連携を図りながら、実務修習を中核とする臨床教育を行う課程と位置付けられております。

そして、新司法修習においては、社会経済情勢の変化や価値観の多様化の中で、新しい時代の多様な法的ニーズに対応するために、法廷に限らず企業、行政官庁、地方公共団体なども含めた幅広い分野で活動する法律実務家を養成するために、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる基本的かつ汎用的な能力、具体的に申しますと、法律の実務家であればあらゆる領域において法的問題の解決という役割を果たしていくために必要となる能力、すなわち事実を調査する能力、そして、その事実に基づいて法的な分析をする能力、あるいは、証拠に基づいて事実を認定する能力、説得的な表現能力、そして、これらを合わせて問題を解決していく能力、これらを修得していくための指導が行われているということになります。

これが言わば総論でございますけれども、以上を踏まえまして、司法修習の内容と実情に つきまして御説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、資料2でございます。これは昨年修習を終了いたしました 新65期司法修習の日程でございます。昨年の11月末に開始されました第66期司法修習 の日程も同様の日程でございます。司法修習が開始されますと、まず民事裁判、刑事裁判、 検察、弁護に分かれまして、それぞれ2か月ずつ合計8か月の分野別実務修習が実施されま す。その後、2つの班に分かれまして、2か月の集合修習と、2か月の選択型実務修習が順 次実施されます。そして、最後に司法修習生考試、いわゆる二回試験が実施されることにな ります。 次に、分野別実務修習について御説明いたします。分野別実務修習は、司法修習の中核をなすものでございまして、修習地であります全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会において、実施されております。1枚めくっていただきまして、「分野別実務修習(民事裁判)について」と書いてあるものを御覧ください。

これは、分野別実務修習のイメージを持っていただくために、民事裁判修習の1週間の修習内容の例を挙げたものでございます。ここでは、修習生は、裁判官室に机を置きまして、実際の事件の記録を検討した上で、「口頭弁論」や「証拠調べ」といった裁判手続を傍聴したり、裁判官の指示に従って、実際の事件を一つの素材として、主張整理や事実認定などに関する分析ペーパーを作成したり、随時、裁判官から講評を受けたり、ディスカッションを行うなどしております。刑事裁判や検察、弁護におきましても、法曹三者の異なる観点から、同様に、実際の事件を素材として、事実調査、法的分析、事実認定、事案解決などのプロセスを繰り返し体験して、その中で、修習生は、法律実務家として幅広い分野で活動するための共通の基盤となる能力を身につけていくことになります。

その指導は、豊富な経験を有する一線の裁判官、検察官、弁護士が、本来の職務、業務の 傍ら、修習生に密着する形で行っておりまして、修習生も時間外に課題を行ったり、自己研 鑚に励むなど、全体として非常に密度の濃い修習が実施されております。

次に、その後、司法研修所において実施されます集合修習について御説明いたします。 1 枚めくっていただけますでしょうか。集合修習の目的等について申し上げますと、集合修習は実務修習を補完いたしまして、体系的で汎用的な実務教育を行いまして、法律実務のスタンダードを身につけさせることを旨として行われております。修習生は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5つの科目につきまして、クラスを担当する裁判官、検察官、弁護士の各教官から指導を受けることになります。この集合修習のカリキュラムでは、実際の事件記録をアレンジした修習用記録を用いて、問題点などを分析し、教官から指導を受けたり、修習生相互で討論を行ったりするほか、争点整理、証人尋問などのロールプレイを行うなどいたします。現在開いていただいております資料4は、新65期の集合修習のカリキュラムの抜粋でございます。具体的なカリキュラムの内容やそれが目指すものについても一部記載させていただいておりますので、御参考にしていただければと思います。

さらに、集合修習のカリキュラムについて、具体例で御説明したいと思います。1枚めくっていただきまして、資料5でございます。これは、実際に集合修習で実施した民事裁判起案の課題の概要と講義のときの説明資料の一部を御紹介するものでございます。

「事案の概要」と書いてございますけれども、このカリキュラムは、ビルの設計・監理契約の締結過程における建築士の情報提供義務違反などが問題となった事案につきまして、設計・監理契約の締結に関する立証の見通しを問うほか、情報提供義務違反の有無につきまして、判断に当たって考慮すべき事実と、その認定根拠を明示した上で、結論と理由を記載することを求めるなどしたものでございます。この資料には、情報提供義務違反の要件を法的に分析して、この事案でこれに該当する事実はどういうふうに構成されるかをグループ討議で検討させた際の説明資料も添付しておりますが、それがこのパワーポイント図でございます。こういった形で社会・経済の実態に即した具体的事例を素材といたしまして、法科大学院における法理論教育などの成果を踏まえた上で、具体的な法的分析、事実認定、法的問題の解決などに必要な基本的かつ汎用的な考え方を指導していることが御理解いただけるので

はないかと思います。また、こういう過程において、例えばこの事案に即して言いますと、 用途地域の指定や日影規制などの行政規制、それから、設計・監理契約の締結やその履行過程の実態がどうなっているか、例えば、測量及び設計図面の作成過程がどうなっているか、 こういった個別事案に即した社会的実態や背景事情などを理解することの重要性、あるいは、 その切り込み方などについても言及しながら、具体的問題を解決していく上で必要な基本的、 汎用的な視点を認識させることなどに努めております。

このようなカリキュラムの実施に当たりましては、起案のチェックや講義の実施はもとより、修習用記録や課題の作成、指導内容の確定に至る過程において、教官による多大な労力が傾注されていることは言うまでもないところでございます。

さらに、選択型実務修習につきまして御説明申し上げます。資料6を御覧いただきたいと思います。選択型実務修習とは、多様化する法曹に対する社会的ニーズに応えるために、司法修習生自らが関心を持ち、将来活動したいと思う分野あるいは領域についての知識、技能を主体的に身につける課程でございます。

この資料に書いておりますとおり、選択型実務修習で取り上げられます分野は、企業法務、知的財産、商事、倒産、法務行政、国際関係、消費者問題、人権問題、過疎地弁護など極めて多岐にわたっておりまして、その修習先も各配属庁会のほか、裁判所の知的財産などの専門部、法務省、大規模法律事務所や渉外法律事務所、ILOや国連難民高等弁務官事務所などの国際機関、JICA、法テラス事務所など広範囲に及んでおります。このほか、自ら修習先を開拓するプログラムも認められておりまして、民間企業、官公庁、地方公共団体、裁判外紛争解決機関などで修習を行う者もおります。

このような選択型実務修習は、専門的・先端的分野も含む多様化する社会のニーズに応えて、法律実務家として多様な分野で活動していくことを視野に入れたプログラムでありますし、自らの獲得目標を設定させることなど修習生の主体的取組を促進する工夫も行うことによりまして、多くの修習生がこれを活用して成果を上げております。

以上が司法修習の内容とその実情でございます。

ところで、司法研修所では、法科大学院との定期的な意見交換や実務基礎教育の留意点に 関する資料を公表するなどいたしまして、法科大学院教育との連携を図りながら司法修習の 実施に当たっているところでございます。

もっとも、法科大学院における法理論教育や実務導入教育から、実際の事件を前提とした 臨床教育である司法修習に移行するに当たりましては、修習生に戸惑いがあるという点も指 摘されており、少なくとも現状においては、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を 行い、修習の効果を上げるために一定の導入的教育を行っているところでございます。

これについて記載させていただきましたのが資料7でございます。1枚目を御覧いただければお分かりになりますとおり、司法研修所の各教官室におきましては、修習開始前に、修習の概要、修習に臨むに当たって準備すべき事項の説明や事前課題の出題などを行っております。そして、2枚目、裏側にわたりますけれども、修習開始後早い時期に担当の教官が全国の実務修習地に出張いたしまして、導入的な講義などを実施しております。それから、配属庁会においても、資料に記載されておりますような様々な導入的教育を実施しているところでございます。

特に、導入的な教育の実施に難しい面があるとされておりました弁護修習につきましても、

最高裁の司法修習委員会における議論を踏まえまして、弁護士の活動全般について具体的なイメージを持たせるとともに、分野別実務修習において何をどのように学ぶのかを明確にするガイダンスや、法科大学院で履修した内容を確認するとともに、比較的簡単な事案を用いて事案の法的分析、事実認定などに触れる機会を与える「弁護導入講義」が、本年度から実施されております。

修習生は、このような導入的教育を経まして、分野別実務修習に取り組むことによって、 集合修習の開始までに、おおむね必要な水準に達すると評価されております。

なお、最近の司法修習生の印象について申し上げますと、真面目で礼儀正しく、緊張感を 持って修習に取り組んでおり、口頭表現に優れ、活発に議論し、お互いの意見を尊重し合う 傾向が見られると、そういうふうに伺っております。

以上が修習でございまして、最後に司法修習生考試、いわゆる二回試験について御説明いたします。

最近の状況につきましては、資料8のとおりでございます。司法修習生は、二回試験に合格しますと、修習を終えて、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられることになります。二回試験は、これまで述べましたような修習の趣旨を踏まえまして、法律実務家に求められる最低限度の資質、能力を備えているかどうかを判定するために、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目について、先ほどの集合修習で用いる修習用記録と同様に具体的事案に即して作成された考試記録を素材といたしまして、事案の分析検討、証拠に基づく事実認定の基本的かつ汎用的な思考過程を問うものでありまして、真面目に修習を行ってきた者にとってはさほど難度が高い試験とはいえないと考えられております。ただ、司法修習生の中には、法科大学院において当然に修得することが予定されております。ただ、司法修習生の中には、法科大学院において当然に修得することが予定されております。ただ、司法修習生の中には、法科大学院において当然に修得することが予定されております。ただ、司法修習生の中には、法科大学院において当然に修得することが予定されております。

不合格者数及び不合格率につきましては、資料8に記載しているとおりでございまして、 昨年12月に発表された平成24年度の新65期の不合格率は2.0%となっております。 この表にございますように、年によって上下が見られますけれども、不合格率は数パーセン ト程度にとどまっております。毎年約2,000人の修習生のうちほとんどの者が、法曹と して求められる資質・能力を有しているという判定を受けて、法曹資格を取得しているとい う実情にございます。

以上が司法修習に関する説明でございます。修習を所管する最高裁といたしましては、今後も修習全体のより一層の充実に努めまして、社会の幅広いニーズに応えていける多くの法曹を育ててまいりたいと考えております。

〇佐々木座長 小林審議官、どうもありがとうございました。

それでは、ただ今御説明ありました内容を踏まえながら、残った時間で可能な限りの意見 交換をお願いしたいと思います。私からは、「司法修習と法科大学院教育との連携の在り方 について」という問題と、「司法修習の内容について」、この2つについて御意見を伺いたい と思っているところでございます。時間の許す限り御発言ないし御質問いただければと。

では、南雲委員からどうぞ。

- **○南雲委員** 素人なもので少し質問をさせていただきたいと思うのですが、4つあります。
 - この修習生の身分はどういう身分なのか。2つ目は、分野別実習修習が地方で行われた場合の自宅から参加できる割合はどのぐらいなのか。3つ目は、集合修習は研修所で全ての人が入居できているのかどうか。それから、最高裁判所の定めるところにより修習に専念しなければならない理由とは何なのか。この四点について教えていただきたい。
- 〇佐々木座長 では、小林審議官、どうぞ。
- **〇小林審議官** それでは、御説明申し上げます。

司法修習生の身分ということでございますが、修習に従事する者ということになりましょうか。具体的に、先ほどの医師の臨床研修との関係で申しますと、医師が雇用契約をそれぞれの病院との間で結んで、医療行為に従事しつつ研修をするという形になりますけれども、修習生の場合には、先ほど御説明申し上げましたように、修習生それ自体が法的手続を行うというものではなく、実務家の指導の下で実際の事件に基づいて研修を行う、そういう立場ということになろうかと思います。

第2の点、地方に配属された人で自宅から通っている人の数ということでよろしかったでしょうか。これは今はっきりとしたことは分かりません。と言いますのは、今こちらの方で分かりますのは、各地の修習地に配属する前に、修習生に対してどこの修習地を希望するかということを聞くわけでございまして、第1希望から第6希望まで聞く中で、第2希望くらいまでが75%くらいを占めているということは把握しております。ただ、例えば、東京に自宅がありつつ札幌で修習してみたいという場合には、当然に自宅でないところになるのだと思います。あるいは、東京に自宅がありつつ意に反して第6希望くらいになった人なども含めまして、希望が実現された割合についてはわかるのですけれども、どこの人たちがどれくらい自宅から通っているかというのは、申し訳ございません、今、手元には資料はございません。分かるかどうかまた検討させていただきたいと思います。

3点目、全ての人が集合修習で寮に入居できているかということでございます。先ほど申し上げましたけれども、集合修習は2つの班に分かれております。最初に集合修習をする方々、私どもはA班と呼んでおりますけれども、この方々は東京近辺の人たちが多いということもあるからか、おおむね入寮できているようでございます。しかし、B班の方々については、希望されても入寮できていない方々が相当数いらっしゃると聞いております。

それから、4番目でございますが、南雲委員、申し訳ございません、私、きちんと御質問の趣旨をとらえきれなかったのですが。

- **〇南雲委員** 資料2の小さいナンバーの資料3の専念義務が医師臨床研修制度にも司法修習制度にもありとなっており、その修習に専念しなければならないということはどういう理由なのか、そのことを教えていただきたい。
- 〇小林審議官 修習専念義務については裁判所法67条に定めがございまして、司法修習につきましては、国が設備あるいは実務家による指導等の研修の機会を国費を投入して用意して修習してもらうということでございますから、1年間の限られた期間の間にきちんと修習に専念してもらうという趣旨のものであると。その代わり経済的な支援を行うものと理解しております。
- **〇佐々木座長** では、ほかの方から。清原さん、どうぞ、御意見あれば。
- **○清原委員** 私も質問を二点させていただきたいと思います。

資料2に「新第65期司法修習日程」という御紹介がありまして、分野別の実務修習が8か月間、各2か月、4分野とありまして、その下のところで、司法修習生は4班に分かれ、各クールごとに入れ替わりで各分野を修習とあります。それぞれの地域に行って、現場で4つの分野を8か月間学ばれると思うのですけれども、一般的に1人の修習生には何人ぐらいの教官というのでしょうか、指導者というか、そういう方が関わられて御指導をされるのですか。つまり、裁判所であれ、検察庁であれ、弁護士事務所であれ、それぞれ現場でお仕事をされながら修習生を受け入れていらっしゃると思うのですね。なかなか数は測りにくいと思うのですけれども、1人の修習生に対して延べにして何人ぐらいの方が指導者として関わっていらっしゃるのか、平均的なことを教えていただきたいということです。

もう一つ、最後に「考試、二回試験」とありますが、「二回試験」というのは、司法試験の次の2回目という「二回試験」なのでしょうか。素人でわからなかったのですけれども、2回試験をするわけではなくて、2回目の試験という意味ですよね。この試験の前に分野別の実務修習のワンクールごとに、クールを修めるに当たっての見極めのレポートとか試験とか、そういうことが積み重ねられているのですか。そして、集合修習や選択型実務修習でもそのようなことがあって、その上の「二回試験」なのか。修習のときにはそういう見極めがなくて、最後に全部の総合試験として「二回試験」があるのですか。

修習生が何人の指導者に平均的に見ていただいているのかということと、試験というのが 突然やってくるのか、それぞれの見極めはどうなっているのかいう二点について教えていた だければ幸いです。

〇小林審議官 それでは、御説明いたします。

まず1人の修習生に延べ何人くらいの実務家が指導に当たるかということでございます。これは庁にもよるかと思いますし、それぞれの修習にもよるかと思います。一般的な例ということで民事裁判修習を例にとりますと、裁判官が1つの部屋に、例えば東京地裁の民事第何部というところがございますけれども、そこに3人ないし4人の裁判官がおります。裁判長から若手までおりまして、そこに修習生が数人配属されるということになります。そこの責任者は裁判長ということになりますけれども、ほかの3人の裁判官が全く指導しないかというと、必ずしもそうではなく、例えば一番若手の判事補なども折に触れてディスカッションに入るという形で、いわば集団指導のような形になっております。あるいは、東京地裁で言えば東京地裁の修習生の指導担当の責任者などが中心になりまして、様々な講義をしたりするということもございます。

同様のことは検察庁でもされていらっしゃると思います。ただ、弁護修習は1つの弁護士事務所に配属されて修習することが多いかと思います。これは私の見聞きしている範囲ということになりますけれども、その場合、1人の弁護士だけが指導するかというと、もちろん責任を持って指導される方もいらっしゃると思いますが、数名で構成される弁護士事務所の場合には、場合によってはほかの弁護士からの御指導もいただけると伺っております。そういうことでかなり集団指導的な部分もあろうかと理解しております。

2点目の試験の関係でございます。分野別実務修習がそれぞれのクールごとにございます。 もちろんそれぞれのクールについての評価もあると思いますけれども、そこで合格しないと 進めないかというとそういうわけでもございません。と言いますのは、それは全国各地に散 らばりますし、修習する具体的な裁判所あるいは弁護士事務所もいろいろございます。です から、同じような事件に当たれるわけでもございません。そのあたりを考えますと、分野別 実務修習では事の性質上必然的にバラツキがないわけではないと思います。それを一定のス タンダードに引き上げるというのもおかしいですけれども、言わば共通した課題を与えてそ の辺のバラツキをなくすというのが、最後の集合修習ということでございまして、それを踏 まえた形で二回試験が行われることになります。

- **〇清原委員** ありがとうございました。
- **〇佐々木座長** それでは、宮脇委員、それから和田委員にお願いします。
- ○宮脇委員 研修の方の選択型実務修習について、一点だけ意見を述べさせていただきます。今、この検討会議の下で法曹の活動領域の拡大という検討に入らせていただいておりますけれども、この選択型実務研修の中での2ページ目で、地方自治体が自己開拓のプログラムになっていると。実際にヒアリングをしていますと、地方自治体側にも司法修習とか弁護士さんに対する距離感をすごく持っていて、自分たちのところでどう活用し、接したらいいかということの戸惑いがある。あるいは、弁護士さんの方でも、行政というものに対して自分たちがどういう役割ができるのかという認識が不足している。

それは、単に事件を解決するだけではなくて、自治体が抱えている問題を分析して掘り出すという部分も当然あるわけで、修習のときから地方自治体に接するというのでしょうか、こういうプログラムで接するというところでお互いに距離感を埋めていけば、最終的な活動領域としての範囲も広がっていくのではないかということで、自分で開拓するというところより、もう少しグレードを上げていただいて、全国プログラムなのか分かりませんけれども、そういうところに設定していただけないかという意見でございます。

- **〇佐々木座長** それでは、和田さん、どうぞ。
- **〇和田委員** 私は、司法修習の前期修習が廃止されたということを特に問題にしたいと思います。結論としては、これを復活させるか、あるいは、少なくとも新制度の最初の年に行われたような、1か月程度の事前の研修を実施すべきであると思います。

司法修習のかつての前期修習では、実務修習に入る前にいわゆる白表紙、これは具体的な 訴訟等の事件についての網羅的な書類からなる教材で、表紙が白いものですから「白表紙」 と呼んでいるものですけれども、それに基づいて法的な処理をする訓練が行われていました。 そこで身に付けることが求められていましたのは、主にいわゆる要件事実論と事実認定の力 であったわけです。それらは法律実務において極めて重要なものであるからです。

法科大学院制度の創設とともに前期修習は廃止されたのですけれども, 既に指摘がありますように, 前期修習に相当することは法科大学院ではできていません。確かに法科大学院では民事実務基礎, 刑事実務基礎のような科目で, 少しは要件事実論や事実認定が扱われるのですけれども, 前期修習に比べると, 時間数の点でも, 教員の力量の点でも, 教材の点でも全く不十分であると思います。旧司法試験に合格した司法修習生の場合と違いまして, 法科大学院では基本科目についての学生の知識がまだ足りないため要件事実論や事実認定を理解しにくいことが多い, という事情もあります。

また、司法試験でも要件事実論や事実認定に関することが少しは問われることがあるものの、要件事実論や事実認定という試験科目があるわけではありませんから、たとえ法科大学院で要件事実論や事実認定についてある程度は勉強したとしても、司法修習の開始までには事実上1年以上のブランクがあって、かなり忘れてしまっている人が多いというのが実情で

す。そうすると、いきなり実務修習に入っても多くの司法修習生は戸惑うということになります。そういう声は、司法修習生からよく聞きます。分野別実務修習の始めに簡単な導入的教育はあるとのことですけれども、前期修習に匹敵するような白表紙の教材を使った要件事実論や事実認定等の十分な学習をしてから実務修習に入る方が、実務修習の実ももっと上がるように思われます。したがって、前期修習を復活させるか、少なくとも1か月程度の事前の研修を行ってから分野別実務修習に入るようにすべきである、と思います。以上です。

- **〇佐々木座長** それでは、丸島さん、どうぞ。
- ○丸島委員 まず、司法修習の位置付けについての共通理解が必要ではないかと思います。新しい制度の下で法曹養成のための専門的な教育課程は、法科大学院という形で大学という学術環境の場に置かれたということであり、そして、司法試験はその課程を経て法曹になろうとする者に必要な学識と応用能力があるかどうかを判定する国家試験、資格試験という位置付けとして整理されました。そして、その後の司法修習は一体何なのかということについては、位置付けが見方によっていろいろあるのですが、司法試験合格により一定の法曹資格を取得した者に対する実務的なトレーニング、実務研鑽の場ということだろうと思います。

具体的には、実務の現場で生きた具体的な事案に即して法曹としてどのように行動するかを体得し、そのことを通じて法曹として、これはこれから法曹になろうとする者ではなくて、現に法曹としての実務に必要な能力を修得するという位置付けにあります。これは連携法にも書かれているとおりです。日本ではこの課程を司法修習というわけですが、国際的にも見ても、同様に法曹養成のための理論教育をしっかりやるということにプラスして実務の現場で実務研鑽をしっかりやる、この2つを合わせて全体の法曹養成課程だということが共通の流れであると思います。

そういう点から考えたときに、先ほど御紹介があったとおり、実務修習を中心とする1年間の司法修習というわけですが、その実務修習の中身は、いろいろなものがありますけれども、傍聴したり立会いをしたり起案をしたりということが多くなっている印象があります。法律家としての実務能力を体得するのは、実際にやってみて、やらしてみて学ぶということが基本だということが、専門家養成の上でしばしば言われるところでして、現実に紙の上のことだけではなくて、依頼者がいろいろな悩みを抱えながら来られて、そこでヒアリングをし、悩みを共有し、それについて法的にアドバイスすると、そこからスタートするわけです。これをそばにいて傍聴するのももちろん勉強になりますけれども、実際には指導弁護士はそこで相談をやらせてみたりすることもありますし、よく例に出されるように検察の現場では実際に被疑者の取調べも修習として一定の条件の下で行われています。

今後の司法修習の内容の充実を考えるときに、いろいろな条件もあるでしょうが、実際に 具体的な事件に取り組んでみるという研修の方向に、可能なところから進めるべきではない かと思います。併せて、今、自治体での修習の話も出ましたが、弁護士の活動分野に関わる ADR、準司法手続機関の一部では修習生の同席すら拒否されるところもあると聞きます。 これも修習生の位置付けがはっきりしておらず、法科大学院の学生と同じように、まだ有資 格者ではないということで断られる例もあるとのことですが、こういう問題を含めて法曹が 実務に携わることに準じた形で修習生も実務に関わるということが必要なのではないだろう かと思います。

この関係では、後に最高裁の判事になられた宮川弁護士が平成16年に最高裁の司法修習

委員会で、「一定の条件の下で修習生が自ら実際にやってみる、やらせてみるということを 積極的に進めるべきだ」という趣旨の意見を述べられ、「修習生に一定の権限を付与するこ とを検討するべき」との提言をされ、これについて、修習委員会でも「なお検討することが 必要」との取りまとめもされております。法科大学院の問題にどうしても集中するものです から、修習の在り方の問題がいつも後回しになっているのですが、法科大学院教育の充実と 合わせて、修習の充実のために何をやるのかという修習の中身についてもう少しオープンな 議論が必要なのではないかと思います。

司法試験に合格した人たちについては、まさにこの検討会議でも法曹有資格者の活動領域の拡大という議論をしているわけでありますが、他方今日の説明の中では修習生はまだ法曹資格なしという整理になっています。しかし、実態は法曹有資格者として企業や自治体の中で実務に携わり、そして、そういう方々が数年の経験を積めば法曹資格を得られるというように、司法修習とは別の道もつくられているわけです。そういうこととの対比からも、修習の中身について、より実務に携わるものに充実させていくべきではないだろうかと思います。

もう一点が法科大学院教育と司法修習の連携の充実の問題です。今,和田委員も言われたとおり、司法制度改革審議会の意見書では、実務修習の前の集合修習、前期修習と法科大学院教育との役割分担の在り方については、法科大学院の制度整備と教育の充実に伴って随時見直していこうというスタンスでありました。しかし、実際には前期修習は新60期で1か月の導入修習が行われましたが、翌年からこれは廃止されました。それ以降、法科大学院の教育内容の充実の問題と併せて、司法修習との連携をどのように確保するかという問題が現場でずっと議論されてきております。先ほど御紹介がありましたとおり、今年弁護の導入研修を、2日間ですが、修習生全員に実施することができて、修習生からも非常に好評を得ております。これに満足するのではなくて、法科大学院教育と司法修習との連携の充実、またそれを意識した冒頭修習の充実について、さらに引き続き関係機関で取り組むべきではないかと思います。

いずれにしても、法科大学院、司法試験、司法修習という法曹養成課程が、文科省、法務省、最高裁とそれぞれ異なる所管の下にあり、そして、その中で最も数多く養成されてくるのが弁護士であり、弁護士会も後継者養成に責任を持つ立場からそれらの課程に深く関わっています。このような統一的な養成制度について、きちんと相互の部門間の連携ができていくよう関係機関の協力の仕組みをさらに整備し、その中で司法修習の在り方を随時見直していくことも、引き続き検討していくべきだろうと思います。

- **〇佐々木座長** どうもありがとうございました。では、田中委員、どうぞ。
- ○田中委員 まず、司法修習について、連携の在り方とその内容の二つに分けてお話しします。司法修習と法科大学院の連携につきましては、教育内容の面では基本的かつ理論的な部分は法科大学院が担う。それを実際の事件に適用していく基礎的能力の部分は司法修習が担う。こういうことで実務修習を担当する関係者の間では共通の理解が現在成立しているように思われます。ただ、法科大学院における法律実務教育の内容に法科大学院の間で格差があるのではないかという指摘も従前からありますので、今後、法科大学院の組織的改革とか、あるいは、教育内容の充実策、こういったことを実施することによって指摘されている格差を埋める努力が必要なのだろうと思っております。

この点に関連して、法科大学院における実務への導入教育の面については、現在、裁判所、

法務省からの派遣教員がいろいろと指導に当たっておりますけれども, この果たす役割が大変大きいことを実感しております。現在, 派遣教員として法科大学院で勤務している者の活躍には, 実際のところ大変目覚ましいものがありまして, 連携法, 派遣法の趣旨を存分に果たしているという実感を内部にいる者として持っております。

それから、実務修習開始前における司法研修所側の導入教育の点であります。先ほど来指摘がありました前期修習については、基本的には、法科大学院教育との連携という思想との関係で整理されることになったシステム改革ということになります。前期修習については、これを復活させるべきだという議論もありますが、司法試験を1回目とすると、研修所を終了する際に実施される2回目の試験、いわゆる二回試験の不合格者の割合から見ても、前期修習を復活させるというところまで大きな問題があるとは理解しておりません。導入教育については、各論の問題について言えば改善の余地はそれなりにあるのだろうと思いますけれども、司法研修所側の努力、取り分け各教官の尽力もあって相当の成果を上げているように思われます。最近、ただいま御紹介があったとおり、弁護士会でも導入教育について新しいプログラムを実施しておりますので、導入教育が全ての面で順調に進んでいくのかどうかについても、今後の状況を見守りたいと思っております。

次に、修習内容であります。先ほど実務修習プログラムの内容について御紹介いただきましたが、社会にある生きた事件を通じて法曹有資格者となるための充実した実務教育が行われていると、そういった最近の実情についてよく理解できました。司法研修所教育については、20年以上も前から法廷実務に特化した内容だけではなくて、汎用的な能力を身につけるためのプログラムを用意する努力がされてきたように理解しております。平成元年から平成6年まで司法研修所教官を務めましたが、そのころからこのような意識がございまして、プログラムが徐々にそういう方向にシフトしていったという経緯を実感しております。

現在では、文書作成についても、単なる実務文書の書き方に関する技術を習得するためだけではなくて、その背後に伏在する基本的なものの考え方を学ぶと、そういった視座を踏まえて説得力を持った文書を構成してアウトプットするといった観点から指導がなされていると承知しておりますし、裁判所においては民事、刑事、家事、少年など、いろいろありますけれども、そういう中で各部が一丸となって配属された修習生についてかなり濃密な実務修習を施していると理解しております。法廷実務家のみの法曹養成を志向するのではなくて、幅広く社会のニーズに応えることのできる汎用的な能力の涵養のために工夫しているという点については、今日御紹介の資料等によって、最近の実情がよく分かりました。

それから、「選択型実務修習」は、私が平成12年から平成15年まで2回目の教官をしていた当時に生まれた構想なのでございますけれども、今回の資料を拝見しますと、大変充実してきたなという思いがいたしております。修習内容に関しては、ほかの法曹養成に関する領域とは異なって、格別の問題を抱えているというわけでもございませんので、個別的・各論的な問題については、それを検討するにふさわしい司法修習委員会等の関連組織で詰めていただくのが相当であろうかと思います。とはいえ、社会・経済状況が刻一刻と変動する時代でもありますし、価値観も多様化する中で、法曹有資格者にはより幅広い活動領域が求められているわけでありますから、今後とも新しい社会のニーズに対応できるような研修プログラムの開拓に、司法研修所も努力されたいと思っております。以上です。

〇佐々木座長 どうもありがとうございました。それでは、田島委員。

○田島委員 私はこの司法修習の仕組みというのは前に比べると相当後退していると思います。と言うのは二つ大きな理由があって、一つは、修習期間に修習生が就職活動で時間をとられたり、気持ちの上で上の空になっているという状況もあるのだと思います。過去は2年間という期間があったのに、1年になっているわけですね。この期間が短くなって集中しなくてはいけないときに、就職難とかいうのもあって非常におろそかになってきている。もう一つは、修習が終わった後の実務研修を実質的にやる検察とか裁判所というところは、公務に就かれる人たちのところは相当充実したものが仕組みとしてできているし、2年間研修をやっていたときとあまり変わらないものが保証されているのだと思います。

ところが、弁護士さんたちのところは哀れなものです。と言うのは、就職ができないだけではなくて、研修を受けとめておられる各都道府県の弁護士さんたちのお話を聞いたら、研修のときでさえもうアップアップなんですね。それから、採用しても、この間、九州弁護士会の皆さんのお話を聞いたのですけれども、給料は要らないから置いてくれというお話が、去年ぐらいから急速に進んだと。今年の場合も、給料は要りませんというような話がたくさん出てきている。それでもなお断られる。すなわち、就職できないどころか、就職した人たちも先輩弁護士から丁寧に教えていただくことができずにいます。

その前の研修のところでも、今申しましたように、ある面では形だけきちんとコンパクトにつくられたようなのですけれども、中身がお粗末です。受けた人たちの意見もよく聞いてみてください。私も聞いてみてびっくりしました。仕組みから言うと、例えばプロセスでやったから法科大学院に非常に力を入れられた、それはそれでいいのだと思います。しかし、その後の研修、国家試験に上がって、法曹人としての、言うなれば、国家が責任持って養成しなければいけないところがすごくおろそかにいるのではないか。試験に上がったところから、国家は当然法曹三者としての教育は全責任を持たなければいけないはずですよね。少なくとも法科大学院や法学部の学生たちのところ以上に、しっかり力を入れなくてはいけないはずのところが、中身がきちんと定まっていない。

そして、その先がまた非常に不安定な状態になっている。裁判官とか検察官になられる人たちと、弁護士になられた人たちとの研修の格差と言いますか、実務を学ぶところですごい差が出てきていると思います。ですから、裁判官が弁護士会の人たちにもうちょっと弁護士の研修をやってくださいよと、現場では裁判官が弁護士会に注意をするというようなことが、昨年ぐらいから起こってきているんです。これは、司法修習の在り方を本当に真剣に考えないと、プロセスとして全体でやるというのであれば、一番最後の段階が非常に手薄になっているのではないかと思います。以上です。

- **〇佐々木座長** ありがとうございます。ほかにどうぞ。萩原委員, どうぞ。
- ○萩原委員 単純な質問なのですけれども、さっき御説明いただいた右上の資料No.の8番、司法修習生の考試に関する資料で、不合格者数を見ると、平成19年から24年度まで不合格率は年々小さくなって、今や2%前後のところ、当初は7.2%、これは修習生の質がよくなったのか、修習の効果が出てきたのか、効果の判断が甘くなっているのか、一体全体何を意味しているのか。これだけの差は通常では出てこないのではないかという疑問があります。失業率でも、経済成長率でも、これだけの差というのはなかなか出てこないです。その意味をお伺いしたいと。
- **〇佐々木座長** いろいろ御意見が出ましたが、時間の関係もありますから、御質問あるいは御

意見があったら、まずそれを述べていただいて、最後に小林審議官からお答えいただけるものは答えていただくということにしたいと思います。どうぞ。

それでは、実情あるいは数値について御説明を求める御発言がございましたので、小林審 議官の方から可能な限りでお答えいただきたいと思います。

○小林審議官 それでは、まず数値の関係についてでございます。これは若干上下変動を繰り返しながら、平成24年には2%程度にまでなっているということでございます。全体のトレンドといたしましては、萩原委員御指摘のとおり、不合格率が若干低下しているようにも見えます。なお注視する必要はあると思いますけれども、その原因と言いますか、理由は必ずしもよくわからないところがございます。ここは全く私の個人的な意見でございますけれども、新しい修習制度が軌道に乗ってきている中で、司法修習生も新しい修習制度の下では何を勉強すればいいのかというのを大体理解してきているところも、あるいは全体の不合格率の低下、逆に言いますと、合格率の上昇を招いている理由かもしれないと思います。ただ、今後の動向についてはなお注視していきたいと思っております。

それから、田島委員御指摘の点はなかなか耳の痛いところでございますけれども、修習期間の関係につきましては、私の理解しているところでは、法科大学院の2年ないし3年の養成課程を経て、その上で司法修習ということになりますので、そこでの全体の法曹養成期間も見た上で、それから、法科大学院において実務導入教育も一定程度されるというところも踏まえた上で、今のような期間になっていると理解しております。ただ、その中身につきましては、御指摘の点も踏まえまして引き続きより充実したものにしていきたいと思っております。

○佐々木座長 司法修習につきましては、いろいろ御意見をいただいたのですけれども、これはある意味で課題は決してなくならない領域だろうということで、もっとこういう点を考慮に入れたらどうだろうかというようなことについていろいろ御注文もございました。現状でいろいろな努力をされていると。そして、多くの方がサポート体制を敷いておられるということについては多とするわけでありますけれども、なお個別的にはいろいろなことがあり得るかもしれないというようなことも含めまして、幾つか注文がついたと。特に法科大学院との連携につきましては、継続的な御努力をお願いしたいという御意見が大勢だったろうと思っておりますが、最終的なまとめのところでまた御意見を賜れればと思っております。

それから、先ほど宮脇委員が言われたように、将来の活動領域の拡大との関係では、恐らくいろいろな御注文がこれからあって不思議ではないと思っているところでございます。彼は帰ってしまったのか。そうですか。

今日は内容的なことをまとめるところまではまだいかないかと思いますが、率直な意見をいただき、ありがとうございました。それでは、終了時刻をすぎてしまいました。大変申し訳ございません。今日はここまでとしたいと思います。

次回の予定について事務局からお願いします。

- **〇松並官房付** 次回は1月30日,水曜日,午後4時から6時まで,場所は本日と同じ法務省 20階第一会議室です。詳細につきましては,おってお知らせいたします。
- **〇佐々木座長** 本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

ー了ー